（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第二十三条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十六の項中「条例」の下に「又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）」を、「による地方税」及び「又は地方税」の下に「若しくは特別法人事業税」を加える。

（地方税法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第二十四条　地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二中地方財政法第三十三条の五の六の改正規定を削る。

附則第一条第五号の四中「第三十一条第一項から第三項まで、第三十二条第一項」を「第三十一条、第三十二条」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の四の二　附則第四十九条及び第五十一条の規定　平成三十二年三月一日

附則第一条第五号の五中「附則第三十二条第二項から第五項まで、第三十五条」を「附則第三十五条」に改め、同条第六号から第十号までを次のように改める。

六から十まで　削除

附則第三十一条第二項中「（第二十二条の表国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の項を除く。）」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、廃止前暫定措置法第十四条第一項中「前条」とあるのは「平成三十二年一月までに前条」と、同項ただし書中「当該還付金等」とあるのは「平成三十一年十二月までに当該還付金等を還付することとした場合において、当該還付金等」と、「場合にあっては」とあるのは「ときは」と、「月の翌月以後」とあるのは「還付金等を還付することとした日の属する月の翌月以後平成三十二年一月まで」とする。

附則第三十一条第二項の表及び同条第三項から第十三項までを削る。

附則第三十二条第一項中「平成三十三年二月」を「平成三十二年二月」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、廃止前暫定措置法第三十四条第四項中「各譲与時期ごと」とあるのは「平成三十一年十一月までの譲与時期」と、「又は各譲与時期」とあるのは「又は同月までの譲与時期」と、廃止前暫定措置法第三十五条中「地方法人特別譲与税」とあるのは「平成三十一年十一月の譲与時期までに係る地方法人特別譲与税」と、「譲与した額を」とあるのは「平成三十二年二月の譲与時期までに当該譲与した額を」と、「到来する」とあるのは「到来する同月までの」とする」に改める。

附則第三十二条第二項から第八項までを削る。

附則第三十七条中「地方交付税法」の下に「（昭和二十五年法律第二百十一号）」を加える。

附則第三十八条第一項中「三十二年新地方交付税法」を「附則第三十七条の二の規定による改正後の地方交付税法（次項において「三十二年新地方交付税法」という。）」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「三十二年新地方交付税法」を「地方交付税法」に改める。

附則第四十八条のうち特別会計に関する法律附則第十一条第二項の改正規定中「平成三十三年一月三十一日までに」を削り、「附則第三十二条第一項」を「附則第三十二条」に、「平成三十三年一月」を「平成三十二年二月」に改める。

附則第五十条中「平成三十一年度」を「平成三十年度」に改める。

附則第五十一条中「特別会計に関する法律」の下に「（以下この条において「旧特別会計法」という。）」を加え、「平成三十二年度以前の年度」を「平成三十一年度」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、旧特別会計法附則第十一条第二項中「ほか、」とあるのは「ほか、廃止前暫定措置法（」と、「という。）」とあるのは「という。）第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）をいう。以下この項において同じ。）による地方法人特別税の収入及び平成二十八年地方税法等改正法」と、「平成二十八年地方税法等改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）をいう。以下この項において同じ。）第十二条第三項」とあるのは「第十二条第三項」と、「とし、」とあるのは「とし、廃止前暫定措置法による地方法人特別譲与税の譲与金及び」とする。

附則第五十一条に次の一項を加える。

2　附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第十二条第三項の規定による都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入については、旧特別会計法附則第十一条第二項（地方法人特別税の収入に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

附則第五十六条のうち総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）附則第四条第一項の改正規定中「附則第三十二条第一項」を「附則第三十二条」に改める。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十五条　地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第七号中「及び第十九条第二項」を「、第十九条第二項及び第四十二条」に改める。

附則に次の一条を加える。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の一部改正）

第四十二条　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第九条及び第十九条中「第七十二条の三十三」を「第七十二条の三十一」に改める。

（総務省設置法の一部改正）

第二十六条　総務省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五十二号及び第五十四号中「地方税」の下に「及び特別法人事業税」を加え、同項第五十五号中「及び森林環境譲与税」を「、森林環境譲与税及び特別法人事業譲与税」に改める。

第九条第一項中「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）」の下に「、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）」を加える。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　吉川　貴盛
国土交通大臣　石井　啓一

地方交付税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三